

瀬戸市告示第143号



瀬戸市議会12月定例会を次のとおり招集する。

令和3年11月17日

瀬戸市長 伊藤保徳

- 1 日 時 令和3年11月30日 午前10時
- 2 場 所 瀬戸市議会議事堂

議 案 一 覧 表

第 7 4 号議案	瀬戸市道泉地域交流センターに係る指定管理者の指定について……………	1
第 7 5 号議案	瀬戸市新郷地域交流センターに係る指定管理者の指定について……………	2
第 7 6 号議案	瀬戸市デジタルリサーチパークセンターに係る指定管理者の指定について……………	3
第 7 7 号議案	瀬戸市職員の給与に関する条例の一部改正について……………	4
第 7 8 号議案	瀬戸市立休日急病診療所に係る指定管理者の指定について……………	6
第 7 9 号議案	瀬戸市国民健康保険条例の一部改正について……………	7
第 8 0 号議案	瀬戸市児童発達支援センターに関する条例の一部改正について……………	9
第 8 1 号議案	瀬戸市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例の一部改正について……………	1 2
第 8 2 号議案	グレーチング蓋跳ね上げによる物損事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について……………	3 2
第 8 3 号議案	市道路線の認定について……………	3 4
第 8 4 号議案	令和 3 年度瀬戸市一般会計補正予算（第 1 0 号）……………	別冊
第 8 5 号議案	令和 3 年度瀬戸市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）……………	別冊

第 8 6 号議案	令和 3 年度瀬戸市春雨墓苑事業特別会計補正 予算（第 1 号）	別冊
第 8 7 号議案	令和 3 年度瀬戸市介護保険事業特別会計補正 予算（第 2 号）	別冊
第 8 8 号議案	令和 3 年度瀬戸市後期高齢者医療特別会計補 正予算（第 1 号）	別冊
第 8 9 号議案	令和 3 年度瀬戸市水道事業会計補正予算（第 2 号）	別冊
第 9 0 号議案	令和 3 年度瀬戸市下水道事業会計補正予算（ 第 2 号）	別冊
諮問 第 4 号	人権擁護委員の推薦について	別途
諮問 第 5 号	人権擁護委員の推薦について	別途
諮問 第 6 号	人権擁護委員の推薦について	別途
報告 第 1 7 号	専決処分の報告について	別紙

3 年市長提出第 7 4 号議案

瀬戸市道泉地域交流センターに係る指定管理者の指定について
本市は、次の内容により指定管理者を指定するものとする。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

1 施設の名称

瀬戸市道泉地域交流センター

2 指定管理者となる団体

瀬戸市道泉町 5 3 番地の 5

道泉地域力推進協議会

会長 加藤義人

3 指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

(理 由)

この案を提出するのは、瀬戸市道泉地域交流センターの指定管理者を指定するに当たり、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるため必要があるからである。

3 年市長提出第 7 5 号議案

瀬戸市新郷地域交流センターに係る指定管理者の指定について
本市は、次の内容により指定管理者を指定するものとする。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

1 施設の名称

瀬戸市新郷地域交流センター

2 指定管理者となる団体

瀬戸市東赤重町 1 丁目 1 0 0 番地

新郷地域力推進協議会

会長 大西郁則

3 指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

(理 由)

この案を提出するのは、瀬戸市新郷地域交流センターの指定管理者を指定するに当たり、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるため必要があるからである。

3年市長提出第76号議案

瀬戸市デジタルリサーチパークセンターに係る指定管理者の指定について

本市は、次の内容により指定管理者を指定するものとする。

令和3年11月30日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

1 施設の名称

瀬戸市デジタルリサーチパークセンター

2 指定管理者となる団体

名古屋市東区代官町35番16号

株式会社エスワイシステム

代表取締役 鈴木裕紀

3 指定の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

(理由)

この案を提出するのは、瀬戸市デジタルリサーチパークセンターの指定管理者を指定するに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるため必要があるからである。

3 年市長提出第 7 7 号議案

瀬戸市職員の給与に関する条例の一部改正について

瀬戸市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

瀬戸市職員の給与に関する条例（昭和 3 6 年瀬戸市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第 2（第 5 条関係）		別表第 2（第 5 条関係）	
職務の級	標準的な職務	職務の級	標準的な職務
1 級	<u>主事補</u> の職務	1 級	<u>定型的な業務を行う主事</u> の職務
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
3 級	<u>主任</u> の職務	3 級	<u>高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事</u> の職務
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の瀬戸市職員の給与に関する条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(理 由)

この案を提出するのは、一部の職名を改正することに伴い等級別基準職務表の標準的な職務の内容を明確にするに当たり、瀬戸市職員の給与に関する条例中所需の事項を改正するため必要があるからである。

3 年市長提出第 7 8 号議案

瀬戸市立休日急病診療所に係る指定管理者の指定について

本市は、次の内容により指定管理者を指定するものとする。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

1 施設の名称

瀬戸市立休日急病診療所

2 指定管理者となる団体

瀬戸市西長根町 1 0 番地

一般社団法人瀬戸旭医師会

会長 鳥井彰人

3 指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

(理 由)

この案を提出するのは、瀬戸市立休日急病診療所の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるため必要があるからである。

3 年市長提出第 7 9 号議案

瀬戸市国民健康保険条例の一部改正について

瀬戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例

瀬戸市国民健康保険条例（昭和 3 6 年瀬戸市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(出産育児一時金) 第 4 条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として <u>40 万 8 千円</u> を支給する。ただし、健康保険法施行令（大正 1 5 年勅令第 2 4 3 号）第 3 6 条ただし書の規定に準じて、市長が必要と認めるときは、規則で定めるところにより、これに 3 万円を限度として加算するものとする。 2 及び 3 <省略>	(出産育児一時金) 第 4 条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として <u>40 万 4 千円</u> を支給する。ただし、健康保険法施行令（大正 1 5 年勅令第 2 4 3 号）第 3 6 条ただし書の規定に準じて、市長が必要と認めるときは、規則で定めるところにより、これに 3 万円を限度として加算するものとする。 2 及び 3 <省略>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の瀬戸市国民健康保険条例第 4 条第 1 項の規定

は、この条例の施行の日以後の被保険者の出産から適用し、同日前の被保険者の出産については、なお従前の例による。

(理 由)

この案を提出するのは、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）の一部改正に伴い、これに準じて出産育児一時金の額を改定するに当たり、瀬戸市国民健康保険条例中所需の事項を改正するため必要があるからである。

3 年市長提出第 8 0 号議案

瀬戸市児童発達支援センターに関する条例の一部改正について

瀬戸市児童発達支援センターに関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市児童発達支援センターに関する条例の一部を改正する条例

瀬戸市児童発達支援センターに関する条例（平成 2 9 年瀬戸市条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前		
(設置) 第 2 条 <省略> <u>2 児童発達支援センターは、法第 4 3 条第 1 号に規定する福祉型児童発達支援センターとしての機能を持つ。</u> (名称及び位置)		(設置) 第 2 条 <省略> (名称、位置等)		
第 3 条 児童発達支援センターの名称及び位置は、次のとおりとする。		第 3 条 児童発達支援センターの <u>区分</u> 、名称及び位置は、次のとおりとする。		
名称	位置	区分	名称	位置
瀬戸市のぞみ学園	瀬戸市原山町 1 番地の 1 4	児童発達支援センター（ <u>法第 4 3 条第 1 号に規定する福祉型児童発達支援センターとしての機能を含む。</u> ）	瀬戸市のぞみ学園	瀬戸市原山町 1 番地の 1 4

瀬戸市発達支援室	瀬戸市宮脇町48番地	児童発達支援センター	瀬戸市発達支援室	瀬戸市宮脇町48番地
(事業)		(事業)		
<p>第4条 児童発達支援センターは、障害児等の健全育成及び福祉の増進を図るため、次に掲げる事業を行うものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。</p>		<p>第4条 児童発達支援センターは、障害児等の健全育成及び福祉の増進を図るため、次の表の左欄に掲げる施設に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる事業を行うものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。</p>		
		瀬戸市のぞみ学園	<p>児童発達支援事業（法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援をいう。）</p> <p>保育所等訪問支援事業（法第6条の2の2第6項に規定する保育所等訪問支援をいう。）</p> <p>障害児相談支援事業（法第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援をいう。）</p>	
<p>(1) <u>児童発達支援事業（法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援をいう。）</u></p> <p>(2) <u>保育所等訪問支援事業（法第6条の2の2</u></p>		瀬戸市発達支援室	<p>発達障害及びその疑いのある児童（以下「発達障害児等」という。）並びにその保護者等に対する相談、助言等に関する事業</p> <p>発達障害児等に対する発達検査及び個別支援策の検討に関する事業</p> <p>発達障害児等の支援者等への助言、情報提供及び研修に関する事業</p> <p>発達障害に係る保護者の会、支援団体等の育成に関する事業</p> <p>発達障害理解のための啓発に関する事業</p> <p>発達障害支援に関する関係機関及び団体との連絡調整に関する事業</p>	

<p>第6項に規定する保育所等訪問支援をいう。 <u>）</u></p> <p>(3) <u>障害児相談支援事業（法第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援をいう。）</u></p> <p>(4) <u>発達障害及びその疑いのある児童（以下「発達障害児等」という。）並びにその保護者等に対する相談、助言等に関する事業</u></p> <p>(5) <u>発達障害児等に対する発達検査及び個別支援策の検討に関する事業</u></p> <p>(6) <u>発達障害児等の支援者等への助言、情報提供及び研修に関する事業</u></p> <p>(7) <u>発達障害に係る保護者の会、支援団体等の育成に関する事業</u></p> <p>(8) <u>発達障害理解のための啓発に関する事業</u></p> <p>(9) <u>発達障害支援に関する関係機関及び団体との連絡調整に関する事業</u></p>	
<p>2 <u>前項第1号に規定する児童発達支援事業は、瀬戸市のぞみ学園で行う。</u></p> <p>(連絡調整)</p>	<p>(連絡調整)</p>
<p>第5条 <u>児童発達支援センターは、瀬戸市のぞみ学園及び瀬戸市発達支援室相互の連絡調整を密にすることにより、総合的かつ有機的に運営することとする。</u></p>	<p>第5条 <u>児童発達支援センターは、第3条に掲げる施設相互の連絡調整を密にすることにより、総合的かつ有機的に運営することとする。</u></p>

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(理 由)

この案を提出するのは、児童発達支援センターでの事業実施に係る業務を整理し、児童発達支援センター全体で事業をより効率的かつ効果的に実施していくに当たり、瀬戸市児童発達支援センターに関する条例中所需の事項を改正するため必要があるからである。

3年市長提出第81号議案

瀬戸市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める
 条例の一部改正について

瀬戸市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条
 例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和3年11月30日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定め
 る条例の一部を改正する条例

瀬戸市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条
 例（平成24年瀬戸市条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下
 線で示すように改正する。

改正後	改正前
瀬戸市移動等円滑化のために必要な市道の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した <u>役務の提供の方法</u> に関する基準を定める条例	瀬戸市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例
目次	目次
第1章 総則（第1条 <u>第2条の2</u> ）	第1章 総則（第1条・ <u>第2条</u> ）
第2章 歩道等及び自転車歩行者専用道路等の <u>構造</u> （第3条—第10条）	第2章 歩道等（第3条—第10条）
第3章 立体横断施設 <u>の構造</u> （第11条—第16条）	第3章 立体横断施設（第11条—第16条）
第4章 乗合自動車停留所 <u>の構造</u> （第17条・第18条）	第4章 乗合自動車停留所（第17条・第18条）
第5章 自動車駐車場の <u>構造</u> （第19条—第29条）	第5章 自動車駐車場（第19条—第29条）

<p>第6章 <u>旅客特定車両停留施設の構造</u>（第30条—第40条）</p>	
<p>第7章 <u>移動等円滑化のために必要なその他の施設等</u>（第41条—第44条）</p>	<p>第6章 <u>移動等円滑化のために必要なその他の施設等</u>（第30条—第33条）</p>
<p>第8章 <u>旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法</u>（第45条—第54条）</p>	
<p>附則 (定義)</p>	<p>附則 (定義)</p>
<p>第2条 この条例における用語の意義は、移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第116号）において使用する用語の例による。 <u>（災害等の場合の適用除外）</u></p>	<p>第2条 この条例における用語の意義は、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第116号）において使用する用語の例による。</p>
<p>第2条の2 <u>災害等のため一時使用する旅客特定車両停留施設の構造及び設備、当該旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法並びに災害等のためこの条例に規定する設備が使用できない場合における役務の提供の方法については、この条例の規定によらないことができる。</u></p>	
<p>第2章 <u>歩道等及び自転車歩行者専用道路等の構造</u> (歩道)</p>	<p>第2章 歩道等 (歩道)</p>
<p>第3条 道路（自転車歩行者道を設ける道路、自転車歩行者専用道路及び歩行者専用道路を除く。）には、歩道を設けるものとする。 (有効幅員)</p>	<p>第3条 道路（自転車歩行者道を設けるものを除く。）には、歩道を設けるものとする。 (有効幅員)</p>
<p>第4条 <省略></p>	<p>第4条 <省略></p>
<p>2 <省略></p>	<p>2 <省略></p>
<p>3 <u>自転車歩行者専用道路の有効幅員は、道路構造令（昭和45年政令第320号）第39条第1項に規定する幅員の値以上とするものとする</u></p>	

<p>4 <u>歩行者専用道路の有効幅員は、道路構造令第40条第1項に規定する幅員の値以上とするものとする。</u></p>	
<p>5 <u>歩道若しくは自転車歩行者道（以下「歩道等」という。）又は自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路（以下「自転車歩行者専用道路等」という。）の有効幅員は、当該歩道等又は自転車歩行者専用道路等の高齢者、障害者等の交通の状況を考慮して定めるものとする。</u> (舗装)</p>	<p>3 <u>歩道又は自転車歩行者道（以下「歩道等」という。）の有効幅員は、当該歩道等の高齢者、障害者等の交通の状況を考慮して定めるものとする。</u> (舗装)</p>
<p>第5条 <u>歩道等又は自転車歩行者専用道路等の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</u></p>	<p>第5条 歩道等の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p>
<p>2 <u>歩道等又は自転車歩行者専用道路等の舗装は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとするものとする。</u> (勾配)</p>	<p>2 歩道等の舗装は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとするものとする。 (勾配)</p>
<p>第6条 <u>歩道等又は自転車歩行者専用道路等の縦断勾配は、5パーセント以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。</u></p>	<p>第6条 歩道等の縦断勾配は、5パーセント以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。</p>
<p>2 <u>歩道等（車両乗入れ部を除く。）又は自転車歩行者専用道路等の横断勾配は、1パーセント以下とするものとする。ただし、前条第1項ただし書に規定する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2パーセント以下とすることができる。</u></p>	<p>2 歩道等（車両乗入れ部を除く。）の横断勾配は、1パーセント以下とするものとする。ただし、前条第1項ただし書に規定する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2パーセント以下とすることができる。</p>
<p>第3章 <u>立体横断施設の構造</u> (エレベーター)</p>	<p>第3章 立体横断施設 (エレベーター)</p>
<p>第12条 <u>移動等円滑化された立体横断施設に設</u></p>	<p>第12条 移動等円滑化された立体横断施設に設</p>

けるエレベーターは、次に定める構造とするものとする。

(1) <省略>

(2) 前号の規定にかかわらず、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉する籠の出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。）にあつては、内法幅は1.4メートル以上とし、内法奥行きは1.35メートル以上とすること。

(3)及び(4) <省略>

(5) 籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていること又は籠外及び籠内に画像を表示する設備が設置されていることにより、籠外にいる者と籠内にいる者が互いに視覚的に確認できる構造とすること。

(6)及び(7) <省略>

(8) 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する設備を設けること。

(9) 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる設備を設けること。

(10)から(12)まで <省略>

(13) 停止する階が3以上であるエレベーターの乗降口には、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる設備を設けること。ただし、籠内に籠及び昇降路の出入口の戸が開いた時に籠の昇降方向を音声により知らせる設備が設けられている場合においては、この限りでない。

(傾斜路)

第13条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける傾斜路（その踊場を含む。以下この条にお

けるエレベーターは、次に定める構造とするものとする。

(1) <省略>

(2) 前号の規定にかかわらず、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉する籠の出入口を音声により知らせる装置が設けられているものに限る。）にあつては、内法幅は1.4メートル以上とし、内法奥行きは1.35メートル以上とすること。

(3)及び(4) <省略>

(5) 籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていることにより、籠外から籠内が視覚的に確認できる構造とすること。

(6)及び(7) <省略>

(8) 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。

(9) 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。

(10)から(12)まで <省略>

(13) 停止する階が3以上であるエレベーターの乗降口には、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、籠内に籠及び昇降路の出入口の戸が開いた時に籠の昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合においては、この限りでない。

(傾斜路)

第13条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける傾斜路（その踊場を含む。以下同じ。）は

いて同じ。)は、次に定める構造とするものとする。

(1)から(10)まで <省略>

第4章 乗合自動車停留所の構造

第5章 自動車駐車場の構造

第29条 <省略>

第6章 旅客特定車両停留施設の構造

(通路)

第30条 公共用通路(旅客特定車両停留施設に旅客特定車両(道路法施行規則(昭和27年建設省令第25号)第1条第1号から第3号までに掲げる自動車をいう。以下同じ。)が停留することができる時間内において常時一般交通の用に供されている一般交通用施設であって、旅客特定車両停留施設の外部にあるものをいう。以下同じ。)から旅客特定車両の乗降口に至る通路のうち、乗降場ごとに1以上の通路は、次に定める構造とするものとする。

(1) 有効幅員は、1.4メートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、5.0メートル以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、有効幅員を1.2メートル以上とすることができる。

(2) 戸を設ける場合は、当該戸は、次に定める構造とすること。

ア 有効幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、80センチメートル以上とすることができる。

イ 自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とす

、次に定める構造とするものとする。

(1)から(10)まで <省略>

第4章 乗合自動車停留所

第5章 自動車駐車場

第29条 <省略>

ること。

- (3) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。

2 前項の1以上の通路（以下「移動等円滑化された通路」という。）において床面に高低差がある場合は、エレベーター又は傾斜路を設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、エスカレーター（構造上の理由によりエスカレーターを設置することが困難である場合は、エスカレーター以外の昇降機であって車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のもの）をもってこれに代えることができる。

3 旅客特定車両停留施設に隣接しており、かつ、旅客特定車両停留施設と一体的に利用される他の施設のエレベーター（第32条の基準に適合するものに限る。）又は傾斜路（第33条の基準に適合するものに限る。）を利用することにより高齢者、障害者等が旅客特定車両停留施設に旅客特定車両が停留することができる時間内において常時公共用通路と旅客特定車両の乗降口との間の移動を円滑に行うことができる場合は、前項の規定によらないことができる。管理上の理由により昇降機を設置することが困難である場合も、また同様とする。

4 旅客特定車両停留施設の通路は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 床の表面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。

- (2) 段差を設ける場合は、当該段差は、次に定める構造とすること。

ア 踏面の端部の全体とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により段差を容

易に識別できるものとする。

イ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。

(出入口)

第31条 移動等円滑化された通路と公共用通路の出入口は、次に定める構造とするものとする。

。

(1) 有効幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、80センチメートル以上とすることができる。

(2) 戸を設ける場合は、当該戸は、次に定める構造とすること。

ア 有効幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、80センチメートル以上とすることができる。

イ 自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

(3) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。

(エレベーター)

第32条 移動等円滑化された通路に設けるエレベーターは、次に定める構造とするものとする。

。

(1) 籠の内法幅は1.4メートル以上とし、内法奥行きは1.35メートル以上とすること。ただし、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉する籠の出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。）にあつては、この限りでない。

(2) 籠及び昇降路の出入口の有効幅は、80センチメートル以上とすること。

(3) 籠内に、車椅子使用者が乗降する際に籠及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、第1号ただし書の構造のエレベーターにあつては、この限りでない。

2 第12条第5号から第13号までの規定は、移動等円滑化された通路に設けるエレベーターについて準用する。

3 移動等円滑化された通路に設けるエレベーターの台数、籠の内法幅及び内法奥行きは、旅客特定車両停留施設の高齢者、障害者等の利用の状況を考慮して定めるものとする。

(傾斜路)

第33条 移動等円滑化された通路に設ける傾斜路（その踊場を含む。以下この条において同じ。）は、次に定める構造とするものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

(1) 有効幅員は、1.2メートル以上とすること。ただし、階段に併設する場合においては、90センチメートル以上とすることができる。

(2) 縦断勾配は、8パーセント以下とすること。ただし、傾斜路の高さが16センチメートル以下の場合、12パーセント以下とすることができる。

(3) 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏み幅1.5メートル以上の踊場を設けること。

2 移動等円滑化された通路に設ける傾斜路の床の表面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。

3 第13条第3号から第5号まで、第7号、第8号及び第10号の規定は、移動等円滑化された通路に設ける傾斜路について準用する。

(エスカレーター)

第34条 移動等円滑化された通路に設けるエスカレーターは、次に定める構造とするものとする。ただし、第3号及び第4号については、複数のエスカレーターが隣接した位置に設けられる場合は、そのうち1のみが適合していれば足りるものとする。

(1) 上り専用のもので下り専用のもをそれぞれ設置すること。ただし、旅客が同時に双方向に移動することがない場合においては、この限りでない。

(2) エスカレーターの上端及び下端に近接する通路の床面等において、当該エスカレーターへの進入の可否を示すこと。ただし、上り専用又は下り専用でないエスカレーターにおいては、この限りでない。

(3) 踏み段の有効幅は、80センチメートル以上とすること。

(4) 踏み段の面を車椅子使用者が円滑に昇降するために必要な広さとすることができる構造であり、かつ、車止めが設けられていること。

2 第14条第2号から第5号までの規定は、移動等円滑化された通路に設けるエスカレーターについて準用する。

3 移動等円滑化された通路に設けるエスカレーターには、当該エスカレーターの行き先及び昇降方向を音声により知らせる設備を設けるものとする。

(階段)

第35条 第16条第2号から第8号まで、第1

0号及び第11号の規定は、移動等円滑化された通路に設ける階段について準用する。

(乗降場)

第36条 旅客特定車両停留施設の乗降場は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 床の表面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。
- (2) 旅客特定車両の通行方向に平行する方向の縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。
- (3) 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、誘導車路の構造、気象状況又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2パーセント以下とすることができる。
- (4) 乗降場の縁端のうち、誘導車路その他の旅客特定車両の通行、停留又は駐車のために供する場所（以下この号において「旅客特定車両用場所」という。）に接する部分には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の視覚障害者の旅客特定車両用場所への進入を防止するための設備が設けられていること。
- (5) 当該乗降場に接して停留する旅客特定車両に車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のものであること。

(運行情報提供設備)

第37条 旅客特定車両の運行に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を設けるものとする。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

(便所)

第38条 第27条から第29条までの規定は、
旅客特定車両停留施設に便所を設ける場合につ
いて準用する。この場合において、第28条第
1項第1号中「第22条に規定する通路」とあ
るのは「移動等円滑化された通路」と、「同条
各号」とあるのは「第22条各号」と読み替え
るものとする。

(乗車券等販売所、待合所及び案内所)

第39条 乗車券等販売所を設ける場合は、その
うち1以上は、次に定める構造とするものとし
る。

(1) 移動等円滑化された通路と乗車券等販売所
との間の通路は、第30条第1項各号に掲げ
る基準に適合するものであること。

(2) 出入口を設ける場合は、そのうち1以上は
、次に定める構造とすること。

ア 有効幅は、80センチメートル以上とす
ること。

イ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に定め
る構造とするものとする。

⑦ 有効幅は、80センチメートル以上と
すること。

⑧ 高齢者、障害者等が容易に開閉して通
過できる構造とすること。

ウ 車椅子使用者が通過する際に支障となる
段差を設けないこと。ただし、傾斜路を設
ける場合においては、この限りでない。

(3) カウンターを設ける場合は、そのうち1以
上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構
造のものであること。ただし、常時勤務する
者が容易にカウンターの前に出て対応できる
構造である場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、待合所及び案内所を設ける場
合について準用する。

3 乗車券等販売所又は案内所（勤務する者を置かないものを除く。）は、聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備を設けるものとする。この場合においては、当該設備を保有している旨を当該乗車券等販売所又は案内所に表示するものとする。

（券売機）

第40条 乗車券等販売所に券売機を設ける場合は、そのうち1以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造とするものとする。ただし、乗車券等の販売を行う者が常時対応する窓口が設置されている場合は、この限りでない。

第7章 <省略>

（案内標識）

第41条 <省略>

2 <省略>

3 旅客特定車両停留施設のエレベーターその他の昇降機、傾斜路、便所、乗車券等販売所、待合所、案内所若しくは休憩設備（第5項において「移動等円滑化のための主要な設備」という。）又は同項に規定する案内板その他の設備の付近には、これらの設備があることを表示する案内標識を設けるものとする。

4 前項の案内標識は、日本産業規格Z8210に適合するものとする。

5 公共用通路に直接通ずる出入口の付近には、移動等円滑化のための主要な設備（第30条第3項前段の規定により昇降機を設けない場合にあっては、同項前段に規定する他の施設のエレベーターを含む。以下この条において同じ。）の配置を表示した案内板その他の設備を設けるものとする。ただし、移動等円滑化のための主要な設備の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。

第6章 <省略>

（案内標識）

第30条 <省略>

2 <省略>

<p>6 <u>公共用通路に直接通ずる出入口の付近その他の適切な場所に、旅客特定車両停留施設の構造及び主要な設備の配置を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けるものとする。</u></p> <p>(視覚障害者誘導用ブロック)</p>	<p>(視覚障害者誘導用ブロック)</p>
<p>第42条 <u>歩道等、自転車歩行者専用道路等、立体横断施設の通路、乗合自動車停留所並びに自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設の通路には、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。</u></p>	<p>第31条 <u>歩道等、立体横断施設の通路、乗合自動車停留所及び自動車駐車場の通路には、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。</u></p>
<p>2 <u>前項の規定により視覚障害者誘導用ブロックが敷設された旅客特定車両停留施設の通路と第12条第11号の基準に適合する乗降口に設ける操作盤、前条第6項の規定により設けられる設備（音によるものを除く。）、便所の出入口及び第39条の基準に適合する乗車券等販売所との間の経路を構成する通路には、それぞれ視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。ただし、視覚障害者の誘導を行う者が常駐する2以上の設備がある場合であって、当該2以上の設備間の誘導が適切に実施されるときは、当該2以上の設備間の経路を構成する通路については、この限りでない。</u></p>	
<p>3 <u>旅客特定車両停留施設の階段、傾斜路及びエスカレーターの上端及び下端に近接する通路には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。</u></p>	
<p>4 <省略></p>	<p>2 <省略></p>
<p>5 <省略></p> <p>(休憩施設)</p>	<p>3 <省略></p> <p>(休憩施設)</p>
<p>第43条 <u>歩道等又は自転車歩行者専用道路等には、適当な間隔でベンチ及びその上屋を設ける</u></p>	<p>第32条 <u>歩道等には、適当な間隔でベンチ及びその上屋を設けるものとする。ただし、これら</u></p>

<p>ものとする。ただし、これらの機能を代替するための施設が既に存する場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p>	<p>の機能を代替するための施設が既に存する場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p>
<p><u>2 旅客特定車両停留施設には、高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備を1以上設けるものとする。ただし、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれのある場合は、この限りでない。</u></p>	
<p><u>3 前項の施設に優先席（主として、高齢者、障害者等の優先的な利用のために設けられる座席をいう。以下この項において同じ。）を設ける場合は、その付近に、当該優先席における優先的に利用することができる者を表示する案内標識を設けるものとする。</u></p>	
<p>(照明施設)</p>	<p>(照明施設)</p>
<p><u>第44条 歩道等、自転車歩行者専用道路等及び立体横断施設には、照明施設を連続して設けるものとする。ただし、夜間における当該歩道等、自転車歩行者専用道路等及び立体横断施設の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。</u></p>	<p><u>第33条 歩道等及び立体横断施設には、照明施設を連続して設けるものとする。ただし、夜間における当該歩道等及び立体横断施設の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。</u></p>
<p><u>2 乗合自動車停留所、自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、照明施設を設けるものとする。ただし、夜間における当該乗合自動車停留所、自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設の路面又は床面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。</u></p>	<p><u>2 乗合自動車停留所及び自動車駐車場には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、照明施設を設けるものとする。ただし、夜間における当該乗合自動車停留所及び自動車駐車場の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。</u></p>
<p><u>第8章 旅客特定車両停留施設を使用した 役務の提供の方法</u></p> <p>(通路)</p>	
<p><u>第45条 移動等円滑化された通路に設けるエレベーターについては、次に掲げる基準を遵守す</u></p>	

るものとする。

- (1) 籠内については、第32条第1号ただし書の設備が設けられた場合には、当該設備を使用して、開閉する籠の出入口が音声により知らされるようにすること。
- (2) 籠内については、第12条第9号の設備が設けられた場合には、当該設備を使用して、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖が音声により知らされるようにすること。
- (3) 乗降ロビーについては、第12条第13号本文の設備が設けられた場合には、当該設備を使用して、到着する籠の昇降方向が音声により知らされるようにすること。
- (4) 籠内については、第12条第13号ただし書の設備が設けられた場合には、当該設備を使用して、籠及び昇降路の出入口の戸が開いた時に籠の昇降方向が音声により知らされるようにすること。

2 移動等円滑化された通路に設けるエスカレーターその他の昇降機（エレベーターを除く。）であって車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のものについては、車椅子使用者が当該昇降機を円滑に利用するために必要となる役務を提供するものとする。ただし、当該昇降機を使用しなくても円滑に昇降できる場合は、この限りでない。

3 移動等円滑化された通路については、照明施設が設けられた場合には、当該照明施設を使用して、適切な照度を確保するものとする。ただし、日照等によって当該照度が確保されているときは、この限りでない。

(エスカレーター)

第46条 旅客特定車両停留施設のエスカレーター

一については、第34条第3項の設備が設けられた場合には、当該設備を使用して、当該エスカレーターの行き先及び昇降方向が音声により知らされるようにするものとする。

(階段)

第47条 旅客特定車両停留施設の階段については、照明施設が設けられた場合には、当該照明施設を使用して、適切な照度を確保するものとする。ただし、日照等によって当該照度が確保されているときは、この限りでない。

(乗降場)

第48条 旅客特定車両停留施設の乗降場については、スロープ板その他の車椅子使用者が円滑に乗降するための設備が備えられた場合には、当該設備を使用して、車椅子使用者が円滑に乗降するために必要となる役務を提供するものとする。ただし、当該設備を使用しなくても円滑に乗降できる場合は、この限りでない。

(運行情報提供設備)

第49条 旅客特定車両の運行に関する情報を文字等により表示するための設備が備えられた場合には、当該設備を使用して、当該情報が文字等により適切に表示されるようにするものとする。ただし、文字等による表示が困難な場合は、この限りでない。

2 旅客特定車両の運行に関する情報を音声により提供するための設備が備えられた場合には、当該設備を使用して、当該情報が音声により提供されるようにするものとする。ただし、音声による提供が困難な場合は、この限りでない。

(便所)

第50条 便所の出入口付近については、第27条第1項第1号の設備（音によるものに限る。）が設けられた場合には、当該設備を使用して

、男子用及び女子用の区別（当該区別がある場合に限る。）並びに便所の構造が音により視覚障害者に示されるようにするものとする。

2 移動等円滑化された通路と第27条第2項第1号の便房が設けられた便所又は同項第2号の便所との間の経路における通路については、照明施設が設けられた場合には、当該照明施設を使用して、適切な照度を確保するものとする。ただし、日照等によって当該照度が確保されているときは、この限りでない。

（乗車券等販売所、待合所及び案内所）

第51条 乗車券等販売所については、次に掲げる基準を遵守するものとする。

(1) 移動等円滑化された通路と乗車券等販売所との間の経路における通路については、照明施設が設けられた場合には、当該照明施設を使用して、適切な照度を確保すること。ただし、日照等によって当該照度が確保されているときは、この限りでない。

(2) 第39条第1項第3号ただし書の規定が適用される場合には、車椅子利用者からの求めに応じ、常時勤務する者がカウンターの前に出て対応すること。

2 前項の規定は、待合所及び案内所について準用する。この場合において、前項第2号中「第39条第1項第3号ただし書」とあるのは、「第39条第2項の規定により準用される同条第1項第3号ただし書」と読み替えるものとする。

3 乗車券等販売所又は案内所（勤務する者を置かないものを除く。）については、第39条第3項の設備が備えられた場合には、聴覚障害者からの求めに応じ、当該設備を使用して、文字により意思疎通を図るものとする。

(券売機)

第52条 第40条ただし書の規定が適用される場合には、同条ただし書の窓口については、高齢者、障害者等からの求めに応じ、乗車券等の販売を行うものとする。

(旅客特定車両停留施設の構造及び主要な設備の配置の案内)

第53条 公共用通路に直接通ずる出入口の付近その他の適切な場所については、第41条第6項の設備（音によるものに限る。）が設けられた場合には、当該設備を使用して、旅客特定車両停留施設の構造及び主要な設備の配置が音により視覚障害者に示されるようにするものとする。

(視覚障害者を誘導する設備等)

第54条 第42条第1項の通路については、同条第5項の設備が設けられた場合には、当該設備を使用して、音声により視覚障害者を誘導するものとする。

2 第42条第2項ただし書の規定が適用される場合には、視覚障害者の誘導を行う者が常駐する2以上の設備間の誘導を適切に実施するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(理 由)

この案を提出するのは、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第116号）の一部改正に伴い、瀬戸市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例中所要の事項を改正するため必要があるからである。

瀬戸市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案要綱

この条例は、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第116号）の一部改正に伴い、瀬戸市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例中、おおむね次の事項を改正しようとするものである。

第1 題名について

題名を「瀬戸市移動等円滑化のために必要な市道の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める条例」に改める。

第2 章について

章を追加し、及び章名を改めるもの。

第3 道路移動等円滑化基準への適合対象の拡大について

道路移動等円滑化基準の適合対象を歩道等のほか、自転車歩行者専用道路及び歩行者専用道路に拡大するもの。（第4条、第5条及び第6条関係）

第4 旅客特定車両停留施設の構造について

旅客特定車両停留施設の構造について新たに基準を定めるもの。（第6章関係）

第5 移動等円滑化のために必要なその他の施設等について

旅客特定車両停留施設及び自転車歩行者専用道路等を、移動等円滑化のために必要なその他の施設等を設ける規定に加えるもの。（第41条、第42条、第43条及び第44条関係）

第6 旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法について

旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関して新たに

基準を定めるもの。（第 8 章関係）

第 7 その他

その他所要の事項を改正し、施行期日を公布の日とするもの。

3 年市長提出第 8 2 号議案

グレーチング蓋跳ね上げによる物損事故に係る損害賠償の額の決定
及び和解について

本市が当事者であるグレーチング蓋跳ね上げによる物損事故について、
次によりその損害賠償の額を決定し、和解するものとする。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

1 事故の概要

令和 3 年 7 月 1 3 日山の田町地内において、相手方普通乗用自動車
が市道を走行中、柵のグレーチング蓋が跳ね上がり、当該車両が損傷した物
損事故

2 損傷の状況

バンパーの損傷

3 損害賠償の額

1, 0 3 9, 8 3 0 円

4 和解の要旨

- (1) 本市は、和解の相手方に対し、本件に係る損害賠償として上記 3 の金
額 1, 0 3 9, 8 3 0 円を、和解成立後 3 0 日以内に相手方の指定する
方法で支払う。
- (2) 本市が上記(1)の義務を履行したときは、本件は、全て解決されたもの
とし、本市と和解の相手方の間には、本件に関し、他に何らの債権債務
のないことを相互に確認する。

(理 由)

この案を提出するのは、本市が当事者であるグレーチング蓋跳ね上げに

よる物損事故に係る損害賠償の額を決定し、及び和解するに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるため必要があるからである。

3年市長提出第83号議案

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、市道の路線を次のように認定することについて、同条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年11月30日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

路線番号	路線名	起 点
		終 点
11248	窯町29号線	窯町322番26地先
		窯町572番15地先

認定路線図

